

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事

	ページ数
1 入札公告.....	1～2
2 入札説明書.....	3～6
3 入札書等様式.....	7～14
4 仕様書.....	15～25
5 契約書案.....	26～34

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 田丸 千有希

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和6年11月15日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 調達内容

(1) 件名

広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月16日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

(2) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

(3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒730-8538広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 田丸

電話082-221-9241

広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

令和6年11月15日(金) から令和6年11月29日(金) まで

広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)

(3) 入札書の受領期限

令和6年12月6日(金) 10時50分

(4) 開札の日時及び場所

令和6年12月6日(金) 11時00分 広島労働局総務部総務課内

4 電子調達システムの利用

本件は、原則電子入札によることとし、電子調達システムを利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。なお、上記3(3)及び(4)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。契約書の締結は、原則電子契約による。

(5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) その他 詳細は入札説明書による。

入札説明書

広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事

(2) 数量・規格等

仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月16日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は総価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を同封すること。電子入札の場合も電子データにより入札内訳書を添付すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局に申し出を行うことにより、紙入札方式に変更することができる。

また、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する

者であること。

- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- (5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
 - ア 提出期限
令和6年1月29日（金） 17時00分
 - イ 提出場所
広島市中区上八丁堀6番30号
広島労働局総務部総務課会計第二係 田丸
電話番号：082-221-9241
メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp
 - ウ 提出方法
郵送、持参又はメールによって提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出したすべての者に、随時メールにて通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、予め、広島労働局ホームページより仕様書を入手すること。

仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

また、入札参加届の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

- (1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限
令和6年12月5日（木） 12時00分
- (2) 提出書類
電子調達システム及び紙入札による方式とも次の書類を提出すること。
 - ア 入札参加届（兼自己申告書）
 - イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - ウ 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

電子調達システムのURL

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

(2) に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）にて、上記5（1）イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和6年12月6日（金） 10時50分

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 入札内訳書

ウ 紙入札で代理人により入札する場合は、委任状

(3) 提出方法及び提出場所

上記6（3）と同様とする。

8 落札者の決定方法

調達予定品が本案件仕様書に定める要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和6年12月6日（金） 11時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領の得ることができない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 6（2）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することと

なったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

エ 開札の結果、入札価格に100分の10に相当する額（消費税に相当する額）を加算した金額が予定価格以下とならないときは、ただちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

11 入札等の問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 田丸

電話番号：082-221-9241

メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 田丸
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事
---------	-----------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届(兼自己申告書)
【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。

【届出事項】

- 入札件名 広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - 令和4, 5, 6年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級
「物品の製造 物品の販売 ・ 役務の提供等」 () 等級
 - 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。(直近2年間の保険料滞納がない。) はい ・ いいえ
 - 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる。 はい ・ いいえ
 - 入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
 - 入札公告の日から開札の時までの期間に、厚生労働省からの指名停止期間中ではなく、また入札参加届等書類(証明書)の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省違反による行政処分等の対象となっていない。 はい ・ いいえ
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- 令和4, 5, 6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」の資格の写し
- 暴力団等に該当しない旨の誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

入札者 住 所
名 称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

※ 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格の（全省庁統一資格）「物品の販売」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

※ 任意の番号を記載すること
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所

名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

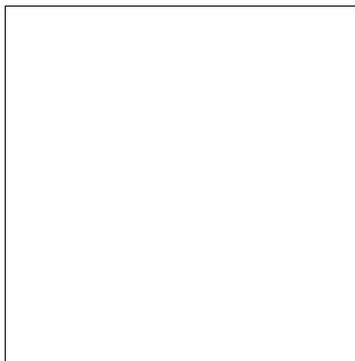
1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

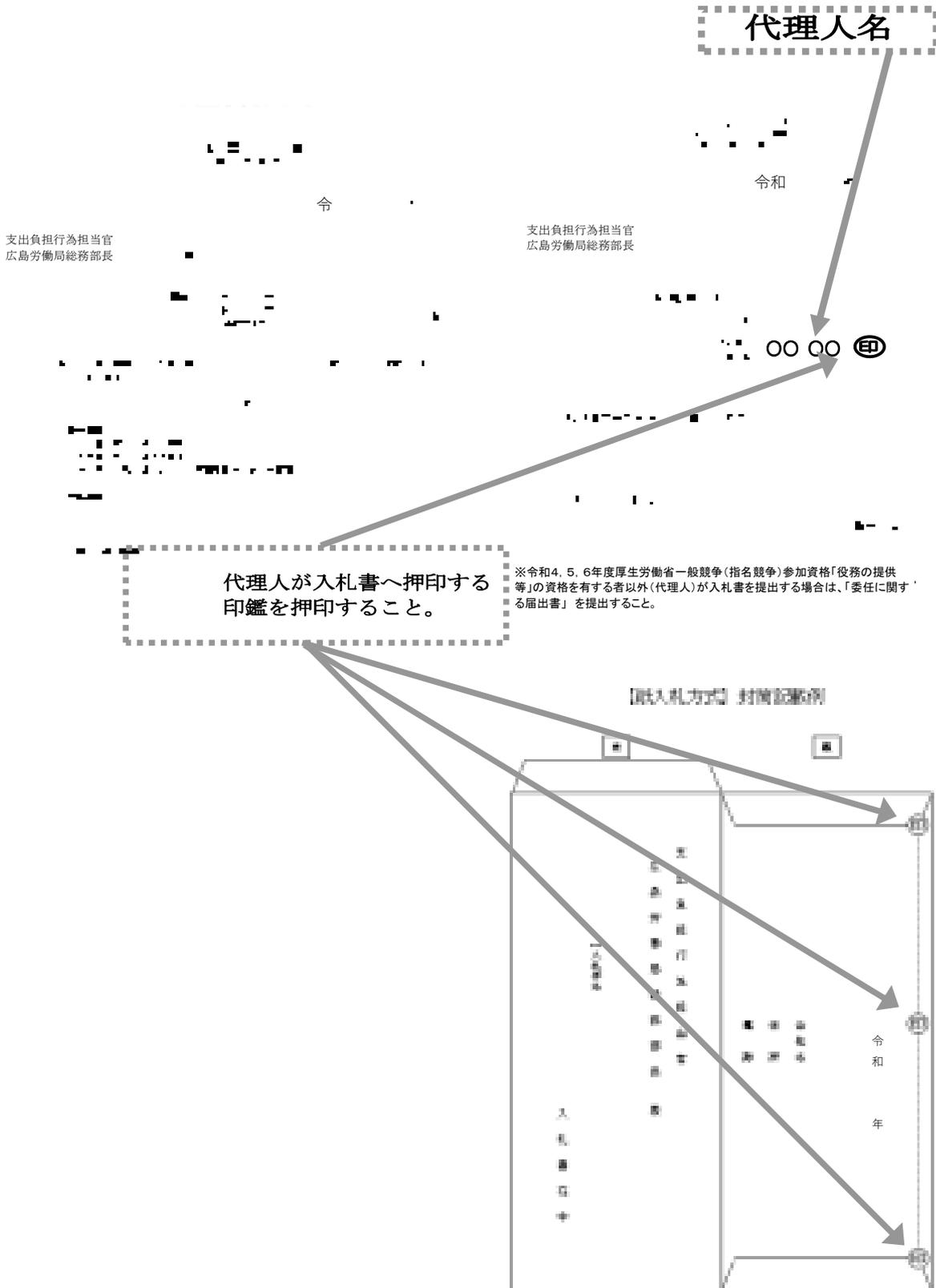
「広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事」の入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



代理人による入札の場合の注意(入札書の押印を省略しない場合)

- 1 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」の資格を有する者以外(代
入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 2 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3において押印した印を使用するこ
と。



封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「メ」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官</p> <p style="text-align: center;">広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】 広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事</p> <p style="text-align: center;">入札書 在 中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

仕 様 書

広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事

1 履行場所及び現地担当者

(1) 広島西条公共職業安定所 東広島市西条町寺家6479-1

担当者：太田 電話：082-422-8609

2 新規調達機器

下記3仕様を満たす限りにおいて、数量の変動はあり得ることとする。

(1) 電話主装置

ア 調達数量

1台

イ 現在回線状況

	数量	備考
電話主装置	1台	
ISDN回線	2回線4ch	
ひかり回線	2番号8ch	ひかりオフィスA
多機能電話機	38台	
停電用電話機	1台	
コードレス電話機	1台	
FAX	3台	
バッテリー	1式	
音声応答装置	1台	

※詳細については、現地確認をすること。

(2) 電話機器

規格	数量	備考
多機能電話機	42台	
停電用電話機	1台	
計	43台	

(3) 停電切替ユニット

1台

(4) バッテリー

1式

(5) 音声応答装置

1台

(6) ヘッドセット

4台

3 仕様

(1) 現在使用しているものと同じの番号を、電話設備機器交換後も発信及び着信用として使用することが可能であること。発信した場合には相手先に現在と同一番号の電話番号の通知が可能であること。

(2) 100件以上の電話番号登録が可能であり、登録内容の検索・発信が各電話機器で容易に

できること。

- (3) 現在の音声応答装置と同機能の設定が可能であること。
- (4) 将来の電話システム規模拡張に対応する増設可能なビルディングブロック方式機器とすること。
※ユニット増設等により、電話機数台程度の増設に対応できること。
- (5) 外線着信を一旦保留し、別外線で他の場所の電話機を呼び出し転送することが可能であること。(外線—外線転送機能)
- (6) 調達電話機器は、ヘッドセットを接続し使用することが可能であること。
ヘッドセットの接続方法は、モジュラージャックによること。
- (7) FAX回線が接続可能であること。
- (8) 代表着信、ダイヤルイン機能があること。
- (9) 追加番号に対応していること。
- (10) 停電時にバッテリー等で1時間以上の可動が可能であること。また、切り替えに必要なユニットを設置すること。
- (11) NTTひかりオフィスに対応していること。
- (12) 発信者名及び電話帳の名称表示等の漢字表示が可能である程度の大型ディスプレイを装備すること。
- (13) 24個以上のフレキシブルキー(ファンクションボタン)を搭載し、様々な操作を簡単にするサービスキーを設定することが可能であること。
- (14) 発信・着信の履歴がそれぞれ10件以上残すことが可能であり、当該履歴から簡易に発信することが可能であること。
- (15) 着信音量及び受話容量を調節することが可能であること。
- (16) 可能な限り環境に配慮した素材を使用している製品であること。
- (17) 通話録音機能が装備されていること。
 - ①新設される全ての多機能電話機で利用可能であること。
 - ②録音の開始・終了は、手動で行えるようにすること。
 - ③録音メッセージは合計で100時間以上保存可能であること。
 - ④1メッセージ最大録音時間が180分以上であること。
 - ⑤システム全体の録音メッセージの保存件数が1,000件以上であること。
 - ⑥録音メッセージの保存件数が上限に達した際は、古いメッセージから自動的に削除が可能であること。

4 設定・接続について

- (1) 短縮・内線番号
現地担当者と調整し、別紙1「配席図」別紙2「短縮番号一覧」を参考に設置する各電話機器に、内線・短縮番号を登録すること。
- (2) 鳴動範囲設定
鳴動範囲は、別紙3「鳴動範囲図」を参考に現地担当者と調整すること。
- (3) 既設電話設備
現地担当者と調整し、業務の妨げにならない場所に現有機器を移動させること。
- (4) 機械警備回線
機械警備設備に接続するための配線と接続試験を行うこと。
なお、警備会社との調整が必要な場合は、下記13まで連絡の上、調整すること。
- (5) 主装置の設置
主装置の設置については現地担当者と確認し設置すること。
- (6) 電話機の設置

- 電話機の設置については、別紙1「配席図」を参考とし現地担当者と協議の上、設置すること。
- (7) 更新作業については、原則土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日に行うこと。
 - (8) 図面及び特別に記載のない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編・建築工事編）最新版」並びに関係法令及び規則に準拠し、安全かつ円滑に施工すること。

5 保守体制

- (1) 受注者は設置する電話配線設備及び電話機器一式の保守及び管理が可能な者とする。
- (2) 受注者は、機器使用者からトラブル発生の通知を受けた場合、速やかに点検等の作業を開始させることが可能な者とする。
- (3) トラブル発生時における連絡先を納入時に納入場所担当者へ通知すること。
- (4) 保守及び管理については、契約を行わないこととし、トラブルの発生毎随時に依頼するものとする。

6 現地確認

- (1) 入札参加にあたっては、必ず現地確認を行い、設置場所・現在回線状況等を確認すること。
*電話配線はLANケーブルと同じ配管で通しており、空きスペース含めて確認が必要になる。
- (2) 日程は、上記1 現地担当者に連絡の上、調整すること。
ただし、履行場所の業務の都合等により希望の日時にならない場合があるので留意すること。
- (3) 現地確認の際は、上記1 現地担当者立ち会いのもと、その指示に従うこと。

7 履行期限

令和7年3月16日（日）

※作業日時については現地担当者と協議のうえ決定すること。

8 その他

- (1) 納入完了時に、機器の基本的な使用方法等を現地担当者に説明すること。
*機器取り扱い説明書等も現地担当者へ手交すること。
- (2) 工事着工時に、別紙4「着工届」を対象施設へ提出すること
- (3) 履行完了後に検査担当職員の検査を受けること。

9 納品書について

納入場所において納入物品の検査を受け、合格した場合は納入場所検査担当者に納品書を交付すること。

なお、交付する納品書の様式は任意とするが、次の内容を必ず記載すること。

- (1) 納品書の宛名
支出負担行為担当官 広島労働局総務部長
- (2) 納品日
- (3) 納品場所
- (4) 納品内訳及び数量

10 履行完了届について

全ての履行が完了後、別紙5「履行完了届」を納入先へ提出すること。

11 請求書について

全ての履行の完了確認後、「官署支出官 広島労働局長」あてに請求書を発行すること。

なお、支払いは適法な請求書の受理から30日以内に行う。

12 業務の再委託について

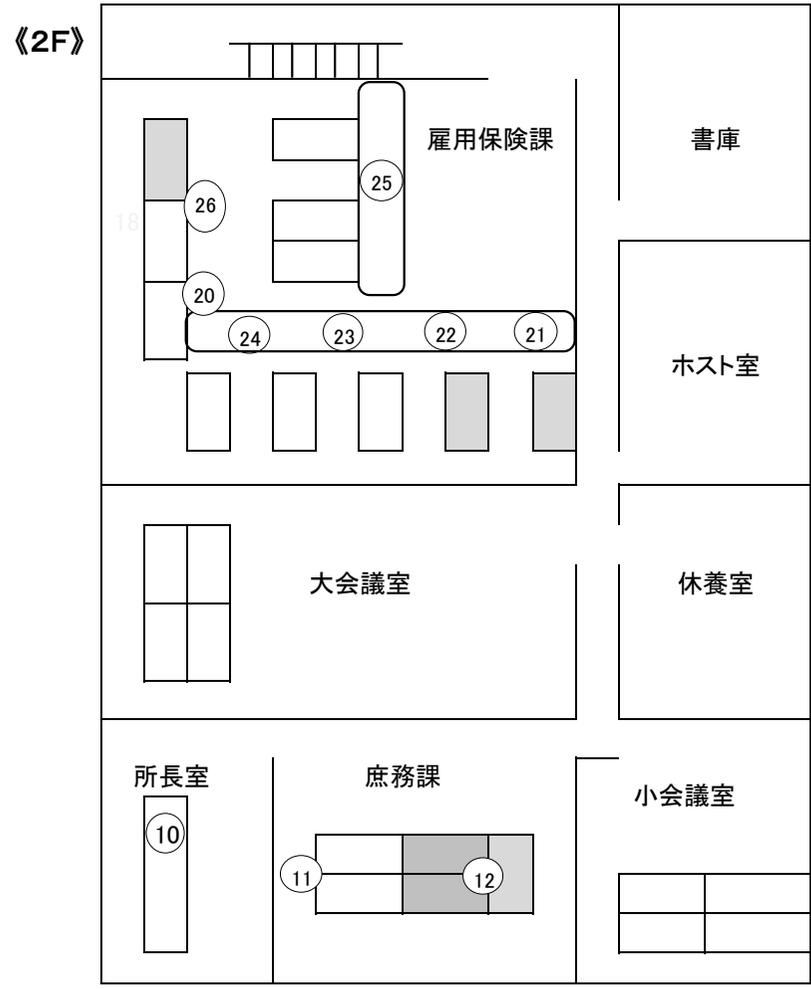
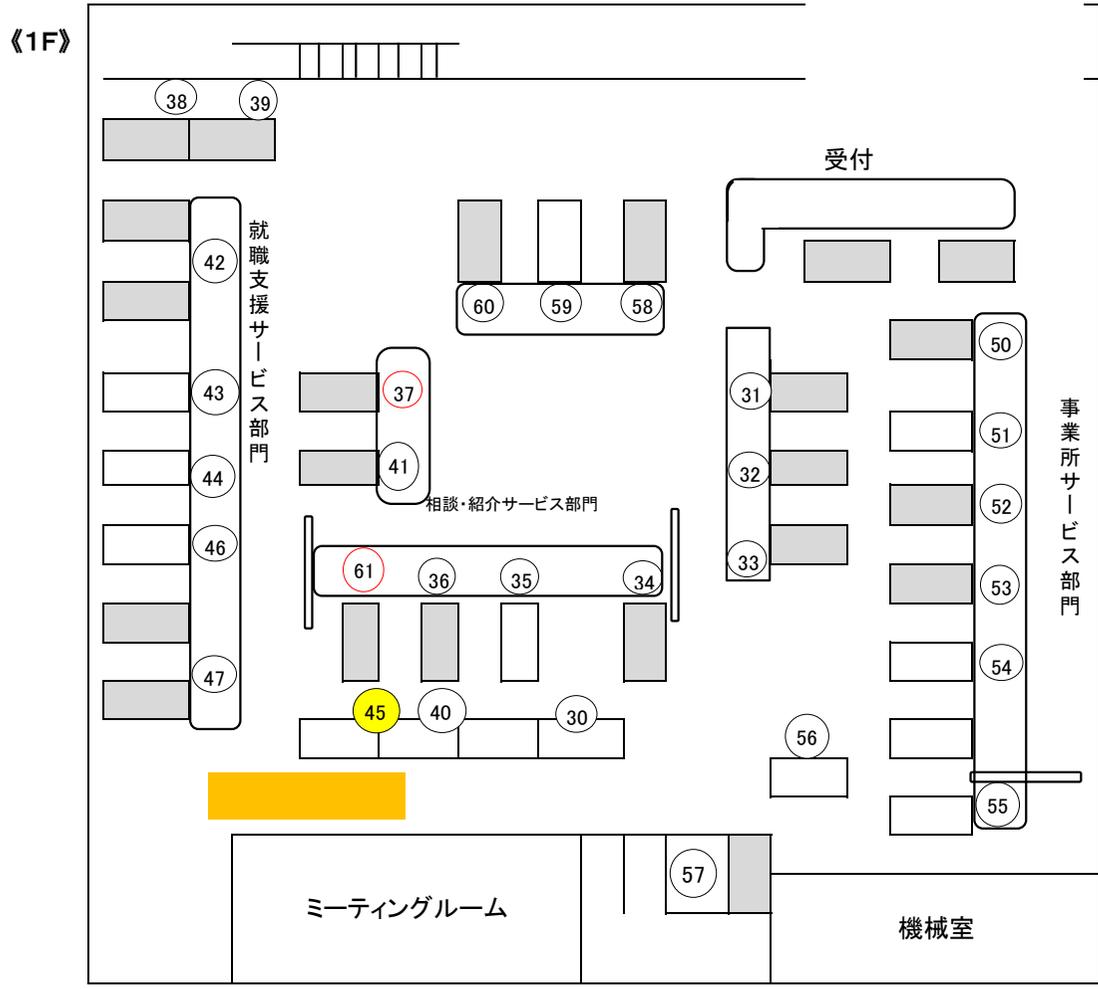
- (1) 当該業務について、全部を第三者（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を委託することができる。
- (2) 当業務の一部を再委託する場合には、契約書様式「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りではない。
- (3) 再委託の相手方から、さらに第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

13 問い合わせ先

- (1) 仕様書に関する問い合わせ先
広島労働局総務部総務課会計第四係 網本
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
- (2) 契約に関する問い合わせ先
広島労働局総務部総務課会計第二係 田丸
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島西条公共職業安定所配席図(変更前)

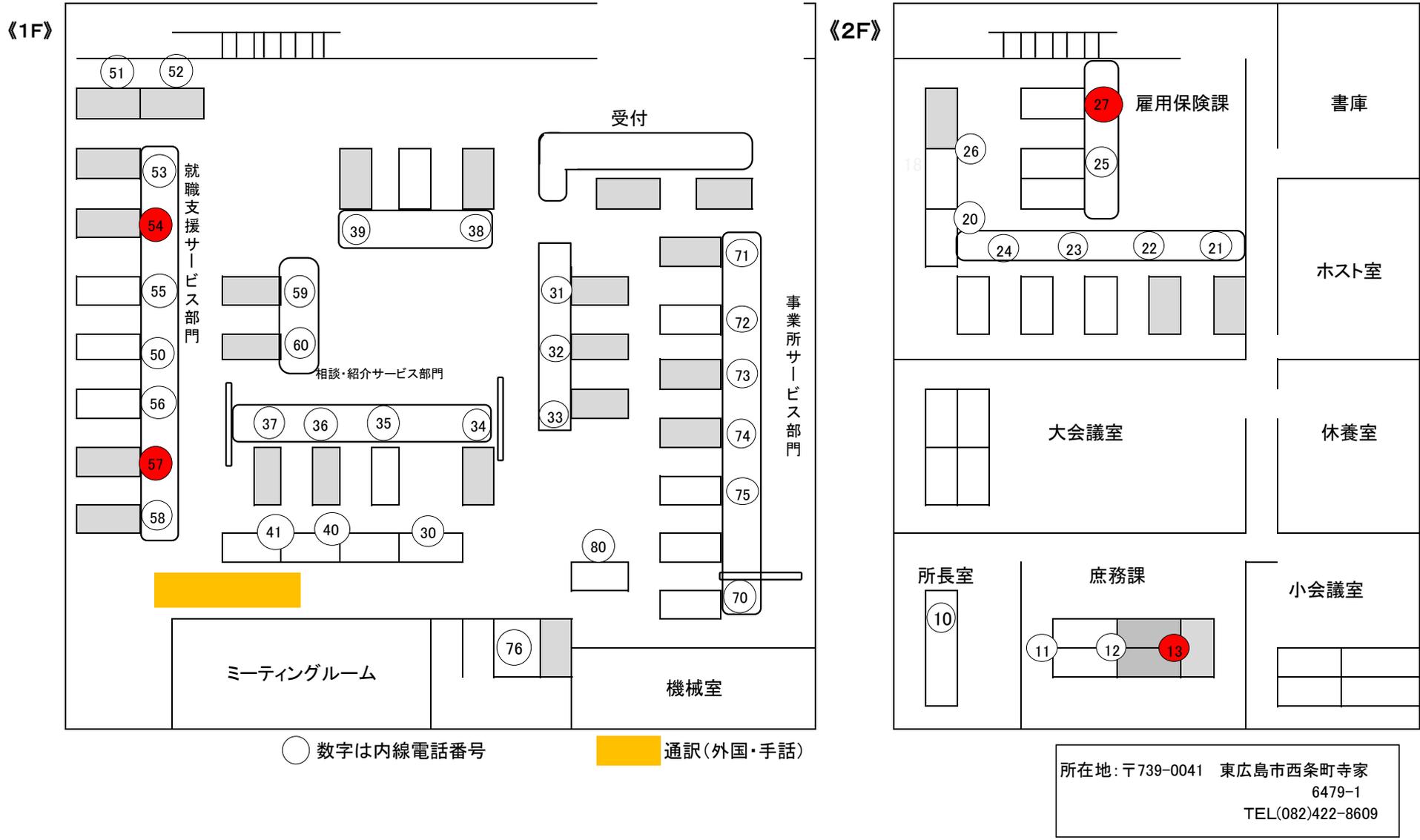
令和6年8月23日現在



- 数字は内線電話番号
- 通訳(外国・手話)
- 45 コードレス電話

所在地: 〒739-0041 東広島市西条町寺家
6479-1
TEL(082)422-8609

広島西条公共職業安定所配席図(変更後)



短縮電話番号一覧表

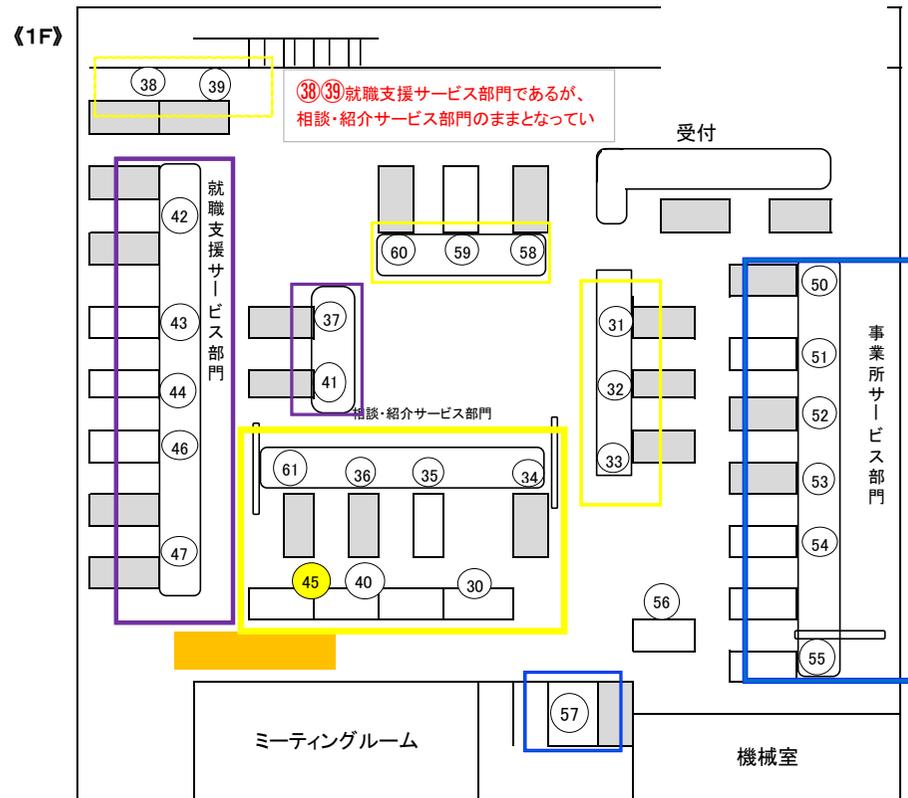
別紙2

短縮	場 所	電話番号
000	総務課	082-221-9241
001	安定課・訓練課	082-502-7831
002	対策課	082-502-7832
003	需給調整事業課	082-511-1066
004	雇用環境・均等室	082-221-9247
005	労働保険徴収課	082-221-9246
006	広島所(代表)	082-223-8609
007	竹原出張所	0846-22-8609
008	呉所(代表)	0823-25-8609
009	尾道所	0848-23-8609
010	福山所(代表)	084-923-8609
011	三原所	0848-64-8609
012	三次所	0824-62-8609
013	安芸高田出張所	0826-42-0605
014	庄原出張所	0824-72-1197
015	可部所	082-815-8609
016	府中所	0847-43-8609
017	廿日市所	0829-32-8609
018	大竹出張所	0827-52-8609
019	広島東所(代表)	082-264-8609
020	広島新卒応援ハローワーク	082-224-1120
021	マザーズハローワーク広島	082-542-8609
022	広島わかものハローワーク	082-236-8613
023	全労働広島支部書記局	082-228-1542
024	広島銀行西条支店	082-422-2151
025	労働金庫西条支店	082-422-6655
026	寺西交番	082-423-6979
027	東広島警察署	082-422-0110
028	西条税務署	082-422-2191
029	呉年金事務所	0823-22-1691
030	東広島市	082-422-2111
031	障がい福祉課	082-420-0180
032	こども家庭課	082-420-0407
033	産業振興課	082-420-0921
034	保育課	082-420-0934
035	地域共生推進課	082-420-0932
036	黒瀬支所	0823-82-2400
037	福富支所	082-435-2211
038	豊栄支所	082-432-2211
039	河内支所	082-437-1111
040	東広島市社会福祉協議会	082-422-4075

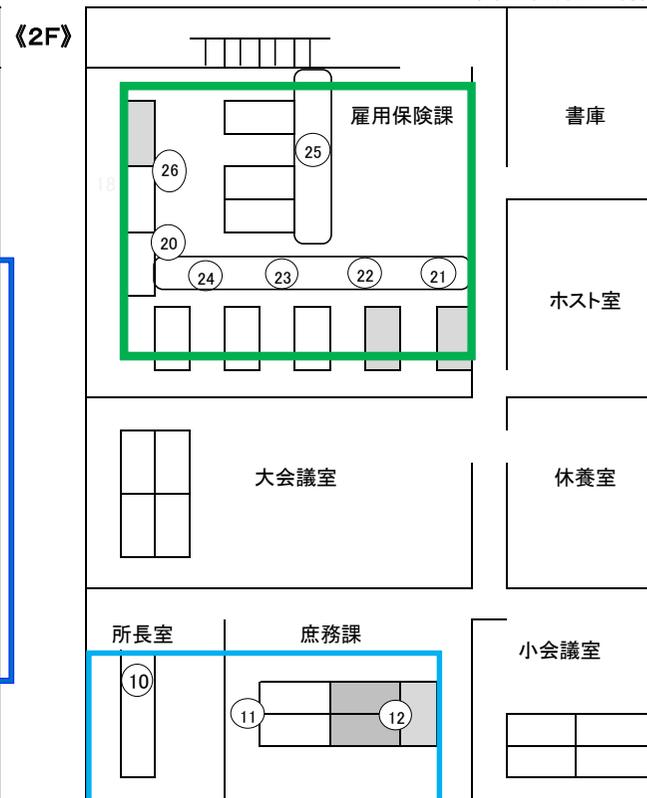
短縮	場 所	電話番号
041	広島県西部総務事務所東広島支所	082-422-6911
042	勤労福祉センター	082-422-6484
043	東広島市人権センター	082-422-4464
044	東広島市安芸津人権センター	0846-45-2064
045	東広島商工会議所	082-420-0301
046	産業振興課	082-420-0302
047	中小企業支援センター	082-420-0304
048	黒瀬町商工会	0823-82-3075
049	広島県央商工会福富支所	0824-35-2051
050	広島県央商工会豊栄支所	082-432-2110
051	安芸津町商工会	0846-45-4141
052	広島県央商工会	082-437-0180
053	広島中央労働基準監督署	082-221-2460
054	呉労働基準監督署	0823-22-0005
055	東広島市シルバー人材センター	082-426-4683
056	ポリテクセンター広島(総務課)	082-245-0267
057	広島高等技術専門校	082-273-2291
058	呉高等技術専門校	0823-71-8816
059	福山高等技術専門校	084-951-0260
060	三次高等技術専門校	0824-62-3439
061	広島障害者職業能力開発校	082-254-1766
062	理研産業 東広島営業所	082-423-5506
063	東広島地域職業訓練センター	082-429-0810
064	安芸西条郵便局	0570-943-908
065	寺西郵便局	082-423-5500
066	貴船原少女苑	082-429-3001
067	広島少年院	082-429-0821
068	広島障害者職業センター	082-502-4795
069	黒瀬特別支援学校	0823-82-6733
070	発達障害者支援センター	082-497-0131
071	はあとふる	082-493-6073
072	広島中央障害者就業・生活支援センター	082-490-4050
073	みどりの町就業・生活支援センター	0847-35-3350
074	CC-OP松江	0852-40-8610
075	CC-OP金沢	076-293-1088
076	CC-利用者金沢	076-293-1061
077	CC-利用者金沢	076-293-1061
078	総務部 夜間	082-221-9241
079	広島所(庶務課)	082-534-5840
080	呉所(庶務課)	0823-89-0009
081	福山所(庶務課)	084-942-0076
082	広島東所(庶務課)	082-534-7891

広島西条公共職業安定所鳴動範囲図(変更前)

令和6年8月23日現在



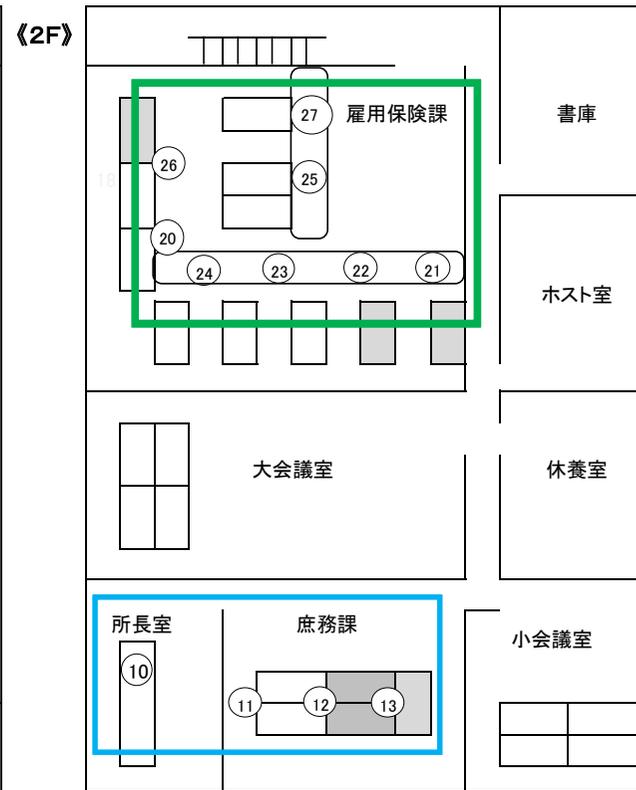
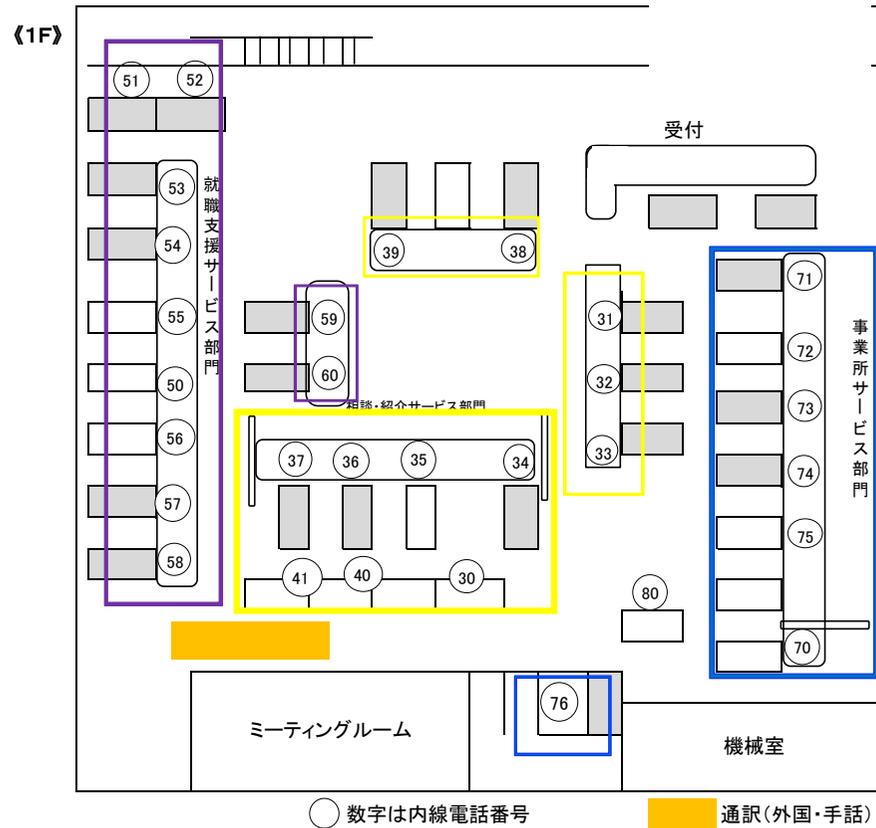
- 数字は内線電話番号
- 通訳(外国・手話)
- 45 コードレス電話



所在地：〒739-0041 東広島市西条町寺家6479-1
TEL(082)422-8609

部門	部門コード
雇用保険	11# 21~27(緑)
求人・助成金	31# 50~57(青色) * 56は除く
職業相談関係	41# 30~37,40,45,58~60(黄色)
支援相談関係	42# 38~39,42~44,46,47(紫色)

広島西条公共職業安定所鳴動範囲図(変更後)



所在地：〒739-0041 東広島市西条町寺家6479-1
 TEL(082)422-8609

部門	部門コード
雇用保険	11# 20~27(緑)
求人・助成金	31# 70~76(青色)
職業相談関係	41# 30~41(黄色)
支援相談関係	42# 50~60(紫色)
庶務関係	51# 10~13(水色)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)

着 工 届

下記のとおり着工いたしましたので、お届けします。

記

工事名称	広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事
着工年月日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)

履 行 完 了 届

下記のとおり完了いたしましたので、お届けします。

記

業務の名称	広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事
履行概要	仕様書のとおり
完了年月日	令和 年 月 日

(案)

契 約 書

1. 件 名 広島西条公共職業安定所 電話機一式更新工事
2. 履行場所 別添仕様書のとおり
3. 履行期限 令和7年3月16日(日)
詳細は別添仕様書のとおり
4. 契約金額及び内訳 金 円(うち消費税額 円)
内訳は別紙のとおり
5. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、電話設備の購入及び設置業務(以下「業務」という。)に関し、別記条項により契約を締結する。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6-30
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

契 約 条 項

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(納品書)

第4条 乙は業務完了後、速やかに納品書を甲の指定する場所に提出しなければならない。

(検査)

第5条 甲は、乙から納品書の提出を受けた後、速やかに検査を行うものとする。この場合において、乙の履行内容が甲の行う審査に合格しないときは、乙は甲の指示により現品の取り替え及び修正等の対応措置を講ずるものとする。その場合に発生する費用等は全て乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、前条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、官署支出官広島労働局長へ提出するものとする。

2 官署支出官広島労働局長は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。ただし、支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第7条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき事由により、前条に規定する代金の支払いを遅延した場合においては、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、支払金額に対し年2.5%の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(再委託)

(案)

第9条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式1「再委託に係る承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りではない。

なお、この場合に乙は、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について全ての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第10条 乙は、再委託者を変更する場合、当該再委託が前項ただし書きに該当する場合を除き、乙は、その旨を必ず甲に報告し、様式2「再委託に係る変更承認申請書」を提出して承認を受けなければならない。

(履行体制)

第11条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3「履行体制図」を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4「履行体制図変更届出書」を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更
- (2) 事業参加者の住所のみの変更
- (3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲が本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めた場合、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第12条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0%の割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げない。

(履行期限の延期)

第13条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず遅滞料を免除し、履行期限の延期を許すものとする。

(契約の解除等)

(案)

第14条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合に乙は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 前条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限内に業務を完了できないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第29条の規定に違反したとき。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げない。

(危険負担)

第15条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し難い事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第14条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第17条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はそ

(案)

の使用人が当該公訴を提起されたときを含む。) 。

- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体

(案)

である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 甲は、第14条第2項、第19条、第20条、前条第2項、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償ないし補償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

(案)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第25条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省法令違反に係る契約解除）

第26条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（2）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（3）乙が、乙又はその役員若しくは使用者が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先が前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省法令違反に係る違約金）

第27条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第28条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求ことができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

（1）甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

（2）直ちに代金を減額すること。

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものと

(案)

する。

(秘密の保持)

第29条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又は本契約の目的以外に利用してはならない。

(紛争等の解決方法)

第30条 本契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、広島簡易裁判所又は広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第14条第2項、同条第3項、第16条、第18条、第21条、第23条、第27条、第28条、第29条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)

1 契約金額

金円（うち消費税額円）

2 契約内訳

物品 番号	品目等（メーカー・型番）	数量	単位	単価	総額
1					¥0
2					¥0
3					¥0
4					¥0
5					¥0
6					¥0
7					¥0
8					¥0
9					¥0
10					¥0
11					¥0
12					¥0
13					¥0
14					¥0
15					¥0
16					¥0
17					¥0
18					¥0
19					¥0
20					¥0
					¥0
				小 計	¥0
				消費税	¥0
				合 計	¥0